

指定地域密着型（介護予防）サービスの区域外事業所の指定について

1 地域密着型サービスの趣旨

地域密着型サービスは、高齢者が可能な限り住み慣れた身近な地域において、きめ細かい介護サービスを受けながら生活を継続できるようにとの配慮から、原則本市の被保険者のみが当該サービスを利用できることとなっています。

地域密着型サービスの事業所指定の考え方（原則）

☆事業所の指定は市町村長が行う。

（介護保険法（以下「法」という。）第 42 条の 2 本文、第 54 条の 2 本文）

☆市町村長は、原則として、当該市町村の区域内に所在する地域密着型サービス事業所について指定を行う。

（法第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 4 号、第 115 条の 12 第 1 項及び第 2 項第 4 号）

☆介護保険被保険者は居住する市町村（住所地特例適用対象者の場合には、特例対象施設に住居を異動する前に居住していた市町村）の長が指定した事業所のみを利用することができる。

（法第 42 条の 2 本文、第 54 条の 2 本文）

2 区域外事業所に対する指定について

地域密着型サービスでは、吹田市長は原則として市内の事業所に対して指定を行うことになっていますが、市外に所在する地域密着型サービス事業所についても、当該事業所の所在する区域の保険者（以下「所在地保険者」という。）の同意があれば、指定することができます。

区域外事業所の指定を行う際の考え方

☆他市町村の同意があれば、市町村長は、区域外事業所についても指定を行うことができる。

（法第 78 条の 2 第 4 項第 4 号、第 115 条の 12 第 2 項第 4 号の反対解釈）

☆他市町村長から区域外指定の同意を受けた場合、区域外利用の同意をするかの判断は、市町村の裁量により行うことになる。

3 他市町村の被保険者が本市の地域密着型サービスを利用する場合の取扱いについて

地域密着型サービスでは、区域内の事業所を利用することが原則であり、区域外利用は、例外的に本市が区域外指定に同意した場合に限り認められることとなります。

介護保険事業計画では、自己の被保険者の利用を前提として、サービス基盤の整備、事業計画の策定を行っている以上、他市町村被保険者の利便性や事業者の要請だけで区域外利用を認めると、事業計画の遂行に支障が生じる恐れがあります。

したがって、地域密着型サービス事業所において、本市以外の被保険者を利用させる場合、区域外利用は例外扱いであるということを踏まえて、その利用者が、区域外利用を認めるやむを得ない事情があるか否か、地域密着型サービスの趣旨を大きく外れてはいないかを、総合的かつ十分に検討ください。

その上で、必要であると判断される場合には、本市と事前に協議してください。本市において、区域外利用を認めるに足る真にやむを得ない事情があるかどうかを判断します。

また、事業所においては、利用者の保険者である市町村の担当課と協議し、当該市町村の手続きに従い、指定申請を行うこととなります。

【区域外利用を認めるやむを得ない事情の参考例】

- ① 家族、同居者による虐待等により住民票を異動できない等、やむを得ない理由により本市に所在する地域密着型サービス事業所の利用を希望する場合
- ② 居住地保険者の区域内において、利用希望者が希望する地域密着型サービスを提供する事業所がない場合、もしくは、当該サービスを提供する事業所の利用定員に空きがない場合
- ③ 本市の住所地特例対象施設に入所する他市町村被保険者が、本市内にある**通所系**地域密着型サービス事業所の利用を希望する場合
- ④ 統廃合に伴う他事業所への転所や業態転換後の事業所の継続利用

※ 上記は、あくまでも参考例であり、該当している場合でも必ずしも同意するものでなく、他市町村の被保険者ごとに判断させていただきます。

4 地域密着型サービスの利用を目的とした転入について

地域密着型サービスは、高齢者が可能な限り住み慣れた身近な地域において、きめ細かい介護サービスを受けながら生活を継続できるようにとの配慮から平成18年4月に創設されたサービスです。

そのため、認知症対応型共同生活介護・地域密着型特別養護老人ホームにおいて、事業

所の所在地を住所とした転入は、明らかに本サービス利用を目的としたものであり、本来の地域密着型サービスの制度の趣旨とは異なりますのでご注意ください。

他市町村から転入した被保険者の利用を無制限に認めてしまうと、サービス基盤の整備が進んだ保険者であるほど、その給付費が増大してしまうことが懸念されていますので、御理解と御協力をお願いします。

上記2、3、4のいずれにしても、必ず事前に吹田市役所福祉部福祉指導監査室（TEL:06-6105-8009）に相談いただき、事業所で判断して利用を開始することのないよう
お願いします。